

○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>1 5 (略)</p>	<p>厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目</p> <p>1 5 (略)</p>